

越谷市公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和 8年 6月17日

越谷市長 福田 晃

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 地区センタートイレ改修工事（増林地区センター外2か所）
- (2) 工事場所 越谷市増林三丁目4番地1外
- (3) 工 期 契約締結の日から令和 9年 3月19日まで
- (4) 工事概要 設計図書等のとおり
- (5) 入札手続 入札及び資料等の提出は、越谷市公共工事等電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）の「一般競争入札（ダイレクト入札）」方式により行うものとする。

2 入札に参加できる者の形態

単体とする。

3 入札参加に必要な級別格付等の条件

入札参加に必要な条件は次のとおりとする。

- (1) 市内に本店を有し、かつ、契約締結の権限を有する者を置く者
- (2) 令和7・8年度越谷市建設工事等入札参加資格者として、管工事の業種で登録があり、級別格付がA又はBランクの者

4 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札の参加資格確認申請の締切日（以下「参加申請締切日」という。）から落札決定の日までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 参加申請締切日から落札決定の日までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申請締切日から落札決定の日までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申請締切日から落札決定の日までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に入札に参加させることが適当と認める者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け、

参加申請締切日において入札参加資格を有する者であること。

- (7) 開札日から1年7ヶ月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、請負金額が1,500万円未満の建築一式工事についてはこの限りではない。
- (8) 配置予定の技術者
配置予定の技術者は、当該工事に対応する法の許可業種に係る技術者の資格を有する者で、法第26条の規定に基づき、当該工事に配置することができること。
なお、運用に当たっては、国土交通省の定めた「監理技術者制度運用マニュアル」を準用する。
- (9) システムで利用可能な電子認証を取得し、システムの利用者登録が完了していること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、資本関係又は人的関係のある者のすべてが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合については、この限りでない。
- (11) 参加申請締切日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
なお、共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札に参加しようとする者は、システムにより競争参加資格確認申請書にダイレクト入札参加申請書兼誓約書（以下「添付書類」という。）を添付して提出すること。

競争参加資格確認申請書の提出期間

令和 8年 6月17日（水）午前8時30分から

令和 8年 6月25日（木）正午まで（システム休止時間を除く。）

なお、競争参加資格確認申請書は、システムの「調達案件一覧」画面を通じて送信すること。また、送信時に必要となる添付書類は、システムの「発注情報閲覧」画面にある「発注図書ファイル」からダウンロードすること。

6 入札書の提出期間及び開札日時

入札書の提出期間及び開札日時は、次のとおりとする。ただし、変更する場合はシステムにより通知する。

(1) 提出期間

令和 8年 6月29日（月）午前8時30分から

令和 8年 7月 6日（月）午後5時00分まで

※入札金額見積内訳書添付（システム休止時間を除く。）

(2) 開札日時

令和 8年 7月 7日（火）午前10時5分

7 設計図書等

設計図書等は、システムの入札情報公開システムに掲載し、調達できるものとする。
システム公開日時

令和 8 年 6 月 1 7 日（水）午前 8 時 3 0 分から

8 設計図書等に関する質疑及び回答

設計図書に関して質疑がある場合は、質問書をシステムにより提出すること。

なお、質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 受 付 期 間

令和 8 年 6 月 1 7 日（水）午前 8 時 3 0 分から

令和 8 年 6 月 2 5 日（木）正午まで（システム休止時間を除く。）

(2) 回 答 期 日

システムにより、令和 8 年 6 月 2 6 日（金）午後 5 時 0 0 分までに回答する。

9 最低制限価格

最低制限価格を採用する。

10 入札保証金

免除する。

11 現場説明会

行わない。

12 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の額による契約保証金を納付しなければならない。

(2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付を免除する。

① 越谷市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

② 越谷市を被保険者とする公共工事履行保証契約を締結した者

13 支払条件

(1) 前払金

あり。（請負代金額が 5 0 0 万円以上の場合で、請負代金額の 1 0 分の 4 以内とする。また、1 万円未満の端数は切り捨てとする。）

請求手続きについては、越谷市前金払取扱要綱（平成 3 年告示第 2 5 号）第 4 条の規定による。

(2) 中間前払金

あり。（請負代金額が 5 0 0 万円以上の場合で、請負代金額の 1 0 分の 2 以内とする。また、1 万円未満の端数は切り捨てとする。）

請求手続きについては、越谷市中間前金払取扱要綱（平成 2 6 年告示第 1 0 1 号）第 7 条の規定による。

(3) 部分払

なし。

14 契約に関する規則等の閲覧

契約に関する規則等は、総務部契約検査課で閲覧することができる。

15 落札者の決定方法等

越谷市建設工事等一般競争入札実施要綱の規定に基づき、落札者の決定を次のとおり行うものとする。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者から順に、落札候補者とする。
なお、落札候補者のみに対し連絡をする。
- (2) 落札候補者となった者は連絡を受けた日の翌日までに、資格審査書類として配置予定技術者に関する報告書を提出しなければならない。
なお、様式は、越谷市ホームページからダウンロードして使用すること。また、契約金額が4,500万円（建築工事については9,000万円）以上と未満の場合では様式が異なるので注意すること。
- (3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは、落札者となり、他の入札参加者の入札参加資格審査は行わないものとする。
なお、落札者のみに対し連絡をする。
- (4) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に連絡するとともに、その入札は無効とする。

16 入札に関する注意事項

(1) 入札書の記載方法等

入札参加者は、契約規則、設計図書、現場等を熟覧のうえ、総額により入札しなければならない。なお、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数

再度入札は1回とする。詳細については「越谷市公共工事等電子入札運用基準」を参照のこと。スケジュールは電子入札システムにより通知する。

(3) 提出書類

入札書は、入札金額見積内訳書を添付してシステムにより提出すること。

(4) その他

- ① 参加申込書提出後でもシステムにより入札を辞退することができる。また、入札書締切日時までに、入札書及び見積内訳書がシステムに未到達の申込者は辞退したものとする。
- ② 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- ③ 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
なお、様式は、越谷市ホームページからダウンロードして使用すること。

17 入札の無効

- (1) 入札時点において、参加条件及び資格を有しない者がした入札
- (2) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (3) 記載すべき事項に記入のない入札書及び見積内訳書、又は記入事項が明らかでないもの
- (4) その他入札に関する条件に違反し、又は不正な行為があった入札

18 落札者等の公表

落札者等の公表は、システムにより行う。

19 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、公告及び設計図書等並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 入札方式の変更

談合等不正行為のおそれがあると認める場合は、越谷市抽選型競争入札実施要綱に基づき、抽選型競争入札に入札方式を変更するときがある。

21 問い合わせ

- (1) 入札内容
越谷市役所総務部契約検査課
電話 048-963-9131（直通）
- (2) 工事内容
越谷市役所建設部営繕課
電話 048-963-9204（直通）